

市営建設関連業務の成績評定要領

平成20年8月8日市長決裁

令和6年12月25日改正

(目的)

第1 この要領は、市営建設関連業務の委託契約に係る成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって業者の適正な選定並びに指導・育成に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要領に使用する用語の意義は、市営建設関連業務の監督要綱において使用する用語の例による。

(評定の対象)

第3 評定は、1契約に係る設計金額が50万円を超える業務について行うものとする。

(評定者)

第4 評定者は、検査員、総括調査員または主任調査員、及び調査員とする。

(評定の様式)

第5 評定は、委託業務成績採点表(以下「採点表」という。採点様式第1号～第3号)によって行うものとする。

(評定の方法)

第6 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 総括調査員または主任調査員は、完了確認を行うとともに評定決定後は採点表を取りまとめ、検査日時までに検査員に送付するものとする。ただし、検査当日に止むを得ず納入等される場合は、検査員と事前に調整のうえ検査執行と同時に評定を行うことができるものとするが、その評定結果は速やかに検査員に報告するものとする。

(採点表の報告)

第7 評定者は、検査の完了時に業務委託成績採点結果を採点表により契約担当者(財務規則第2条第10号に規定するもの)に報告するものとする。

(補則)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

2 この要領の規定は、平成20年10月1日以降に契約する業務に適用する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。